

地域密着型介護老人福祉施設重要事項説明書

(令和6年6月1日)

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 047-405-2180 (月～金曜日 8時30分～17時30分)

担当 生活相談員 鈴木 孝将

※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 当施設の概要

① 提供できるサービスの種類

施設名	特別養護老人ホーム むらかみの郷
所在地	千葉県八千代市村上1113番36
提供サービス名称	地域密着型介護老人福祉施設
介護保険事業所番号	1292600416号

② 同施設の職員体制 (法令の指定基準を遵守しています)

施設長	1名 (兼務)
医師	1名 (嘱託)
生活相談員	1名 (兼務)
管理栄養士	1名 (兼務)
機能訓練指導員	1名 (非常勤)
介護支援専門員	1名 (兼務)
事務職員	1名 (兼務)
看護職員	1名以上
介護職員	13名以上 (兼務) ※常勤換算

※常勤換算とは常勤の勤務時間 (週40時間) を1名とした記載です。

③ 同施設の概要

定員	29名
居室	全室個室 (29部屋)
共同生活室	3室
浴室	パーソナルケア浴槽 (3個)、特殊浴槽 (1個)
医務室	1室
調理室	1室
相談室	1室
地域交流スペース	2室
事務室	1室

3 サービス内容

- | | | | |
|------------|----------|------------|-------|
| ①サービス計画の立案 | ②食事 | ③入浴 | ④介護 |
| ⑤機能訓練 | ⑥生活相談 | ⑦レクリエーション等 | ⑧健康管理 |
| ⑨特別な食事の提供 | ⑩理美容 | ⑪外出・外泊援助 | |
| ⑫預かり金の管理 | ⑬行政手続き代行 | | |

4 料金

(1) 基本料金

施設利用料（ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費）

ユニット型個室 利用の場合	
要介護認定区分	1日あたり
要介護度 1	682単位/日
要介護度 2	753単位/日
要介護度 3	828単位/日
要介護度 4	901単位/日
要介護度 5	971単位/日

※1単位当たりの単価 10,45円

(2) 加算料金他

サービス名	単位数/頻度	対象者又は算定日(回)数	
初期加算	30単位/日	入所後、30日	
安全対策体制加算	20単位/回	入所時に1回	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日	入所後7日間を上限	
サービス提供体制強化加算	(I)	22単位/日	
	(II)	18単位/日	
	(III)	6単位/日	
日常生活継続支援加算Ⅱ	46単位/日	いずれか1つを算定 併算は不可	
夜勤職員配置加算	(II)イ		46単位/日
	(IV)イ		61単位/日
栄養マネジメント強化加算	11単位/日		
経口移行加算	28単位/日	計画作成日後180日以内	
看護体制加算	(I)イ	12単位/日	
	(II)イ	23単位/日	
看取り介護加算 (I)		72単位/日	死亡日 以前45～31日前
		144単位/日	死亡日 以前30～4日前
		680単位/日	死亡日の前々日・前日
		1280単位/日	死亡日
看取り介護加算 (II)		72単位/日	死亡日 以前45～31日前
		144単位/日	死亡日 以前30～4日前
		780単位/日	死亡日の前々日・前日
		1580単位/日	死亡日
個別機能訓練加算	(I)	12単位/日	
	(II)	20単位/日	
	(III)	20単位/日	
口腔衛生管理加算	(I)	90単位/月	
	(II)	110単位/月	
経口維持加算	(I)イ	400単位/月	
	(II)イ	100単位/月	
生活機能向上連携加算	(I)	100単位/月	
	(II)	200単位/月	
科学的介護推進体制加算	(I)	40単位/月	
	(II)	50単位/月	

ADL維持等加算	(I)	30単位/月	いずれか1つを算定 併算は不可
	(II)	60単位/月	
自立支援促進加算		280単位/月	
褥瘡マネジメント加算	(I)	3単位/月	いずれか1つを算定 併算は不可
	(II)	13単位/月	
排せつ支援加算	(I)	10単位/月	いずれか1つを算定 併算は不可
	(II)	15単位/月	
	(III)	20単位/月	
生産性向上推進体制加算	(I)	100単位/月	
	(II)	10単位/月	
協力医療機関連携加算	(I)	100単位/月	令和7年4月～50単位/月
	(II)	5単位/月	
高齢者施設等感染対策向上加算	(I)	10単位/月	
	(II)	5単位/月	
認知症チームケア推進加算	(I)	150単位/月	いずれか1つを算定 併算は不可
	(II)	120単位/月	
特別通院送迎加算		594単位/月	透析月12回以上通院送迎
常勤医師配置加算		25単位/日	
精神科医療養指導加算		5単位/日	
新興感染症等施設療養費		240単位/日	
施設外泊時費用		246単位/日	月6日限度、入院・外泊時
外泊時在宅サービス利用費用		560単位/日	月6日限度 外泊時
在宅復帰支援機能加算		10単位/日	
在宅・入所相互利用加算		40単位/日	3月を限度
認知症専門ケア加算	(I)	3単位/日	
	(II)	4単位/日	
若年性認知症利用者受入加算		120単位/日	
障害者生活支援体制加算	(I)	26単位/日	
	(II)	41単位/日	
配置医師 緊急時対応加算	日中	325単位/回	通常時間外の日中時間
	早朝・夜間	650単位/回	6:00～8:00、18:00～22:00
	深夜	1300単位/回	22:00～6:00
退所前訪問相談援助加算		460単位/回	入院中1回または2回
退所後訪問相談援助加算		460単位/回	退所後1回
退所時相談援助加算		400単位/回	1回限り
退所前連携加算		500単位/回	1回限り
退所時情報提供加算		250単位/回	1回限り
退所時栄養情報連携加算		70単位/回	月1回限度
再入所時栄養連携加算		200単位/回	1回限り
療養食加算		6単位/回	1日3回まで
介護職員等処遇改善加算 (I)		総単位数の14.0%	

※1単位当たりの単価 10.45円

(3) 食費・居住費

居室の種類	ユニット型個室 利用の場合	
居住費	3,000円	
食費	1,800円	朝食 530円
		昼食 635円
		夕食 635円

(4) その他の料金

金銭管理費	2,000円/月	預り金の管理、支払立替と代行等
理美容サービス代	実費	希望により訪問理美容サービスを利用した場合
おやつ代	180円	希望によりおやつを提供した場合
行事食代	500円	希望により季節食を提供した場合
特別な食事代	実費	希望により嗜好品を提供した場合
カーテンリース代	800円/月	希望によりドレープカーテンリースを提供した場合。年に1回クリーニング、取り付け代含む
趣味活動等の材料費、 外出費	実費	希望により参加いただく手芸等の材料費や、外出時の入場料等
日常生活費	実費	日常的に必要な身の回り品の費用（歯ブラシ、歯磨き粉、入れ歯洗浄剤、綿棒、ティッシュ等）
電気代	1,100円/月	冷蔵庫（小型）
	800円/月	テレビ、電気毛布
	700円/月	加湿器
	600円/月	電気ポット
	400円/月	パソコン、ラジオ
	300円/月	扇風機、充電器
	実費	その他、消費電力と時間に応じた料金
ベッドセンサーリース	1,500円/月	電気代込み料金
外出援助	1時間未満5,000円 以後30分毎に1,500円加算	個人的理由の外出で、外出援助を希望する場合。
処分費用	2,000円/箱 (縦×横×奥行の合計 が140cm程度)	施設に持ち込んだ身の回り品の処分希望の場合。電化製品及び大型のものは別途費用がかかります。

(5) 料金の減免措置

①食費・居住費の負担減額

ただし、入院中及び外泊中等の居住費については減免措置対象外となります。

②社会福祉法人による減免措置

(6) 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、当月以内にお支払ください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、口座自動引き落とし、現金集金、銀行振込の3通りの中からご契約の際にご選択ください。

5 入退所の手続き、契約の開始と終了

(1) 入所手続き

- ①要介護度 1 以上の認定を受けた方で入所を希望する方は、電話等で連絡をします。
ただし、要介護 1・2の方は、特例入所の要件に該当と判断した case に限ります。
- ②入所が決定した場合、契約等の入所手続きを行います。

(2) 契約の開始

契約の有効期間は要介護認定の有効期間をあわせます。ただし、入所要件を満たせば自動的に更新で
きます。

(3) 契約の終了

- ①利用者は、事業者に対して 1 ヶ月の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約
することができます。
- ②次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、1 ヶ月間の予告期間において文書で通知す
ることにより、この契約を解約することができます。
 - ・利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告し
たにもかかわらず 3 ヶ月以内に支払われない場合。
 - ・利用者が病院または診療所に入院し、入院後 1 ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった
場合。その後 2 ヶ月については、優先的に入所の便宜を図るが、通算 3 ヶ月を過ぎた場合は、再
入所申し込みとなる。
 - ・要介護 1・2 の利用者が病院または診療所に入院し、特例入所の要件に該当しないと判断した場合。
 - ・利用者が事業者やサービス従業者又は他の入所者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為
を行なった場合。
 - ・その他やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合。
- ③利用者の要介護認定の更新で、非該当（自立）または要支援と認定された場合、要介護 1・2 と認定
され特例入所の要件に該当しないと判断した場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- ④次の事由に該当した場合、事業者は利用者に対して予告期間をおかず、この契約を解約することがで
きます。
 - ・利用者が事業者やサービス従業者又は他の入所者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為
を行なった場合。
 - ・関係法規はもとより、行政等の指導にもとづく事業所の指示を固く守らなかった場合。
 - ・病状の変化や不慮の事故などによる不測の事態が生じた際に、事業所の指示を固く守らなかった
合
- ⑤次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
 - ・利用者が死亡した場合。

(4) 退所の手続き

退所が決定



おおよそ 1 4 日以内に、お預かりしていた金品引渡しの手続きを行います。

6 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

- ①利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来る
よう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の
心身の機能の維持並びに家族の身体的並びに精神的負担の軽減を図るよう支援する。
- ②利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の
保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
従業員への研修の実施	○	年1回以上の苑内外の研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	○	
身体的拘束	×	緊急やむを得ない場合は、事前にご説明いたします。

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会時間 . . . 午前9時～午後5時
- ・外出、外泊 . . . 原則として自由。ただし、届けが必要です
- ・飲酒、喫煙 . . . 応相談
- ・金銭、貴重品の管理 . . . 自己責任において管理ください。紛失等の責任は負いかねます。
- ・所持品の持ち込み . . . 持ちこみ物品はすべて職員の許可を得て下さい。他利用者も含め安全確保のため、食品の手土産は少量で、生物については1回で食べられる分量でお願いします。
- ・健康管理 . . . 特別な理由を当施設が認めない限り、年1回健康診断を受けて下さい。
- ・衛生保持 . . . 施設の清潔、整頓、その他衛生環境の保持のために施設に協力して下さい。

①施設でお守り頂く事項

施設での生活を快適、安全に過ごすために、下記の事項をお守りください。

- ・宗教や心情の違いなどで他人を攻撃し、又は自己の利益の為に他人の権利・自由を侵害しない事。
- ・けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑な行為をしない事。
- ・施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害さない事。
- ・指定した場所以外での火気を用いない事。
- ・故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出さない事。

②原状回復の義務

ご利用様が故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設又は施設の備品を破損、汚損、もしくは変更した場合には、自己の費用に原状回復するか、又は相当の代価をお支払い頂きます。

③当施設で責任を負いかねる事項

下記の場合は、施設の管理責任を負いかねる場合がありますのでご了承願います。

- ・利用者及び家族等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ・利用者及び家族等が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ・利用者及び家族等が、施設もしくは施設職員の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ・施設が予測かつ対応可能な範疇を超えた事態の発生により、適切な処置をしたにも関わらず、利用者が吸引を必要とする窒息、誤嚥等に至った場合。
- ・施設が予測かつ対応可能な範疇を超えた事態にもつぱら起因する転落及び転倒等による怪我、それに起因すると思われる身体症状の悪化に至った場合。
- ・精神障害（認知症等を含む）による不適応行動（異食、無断外出等）にもつぱら起因した、施設が予測かつ対応可能な範疇を超えた事態の発生により損害が発生した場合。
- ・利用者が環境変化により施設生活に順応できない事にもつぱら起因した、施設が予測かつ対応可能な範疇を超えた事態の発生により損害が発生した場合。
- ・利用者が自己管理されている飲食物（おやつ、面会者からの差し入れ等）にもつぱら起因した、施

設が予測かつ対応可能な範疇を超えた事態の発生により損害が発生した場合。

- ・その他、施設が予測かつ対応可能な範疇を超えた事態の発生により、適切な処置をしたにも関わらず、利用者に損害が発生した場合。
- ・施設が感染症予防策を講じ適切に衛生管理を実施していたにも関わらず、利用者が感染症等に罹患し損害が発生した場合。

7 非常災害対策

- ・災害時の対応 . . . 当施設の災害対策規定に基づいた対応をします
- ・防災設備 . . . スプリンクラー設備、非常通報設備（消防署直通電話）
- ・防災訓練 . . . 年3回実施しています。（内、1回は夜間又は夜間想定訓練を実施）
- ・防火責任者 . . . 松原 順一

8 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設利用者相談・苦情担当

(苦情受付担当者)	生活相談員	鈴木 孝将	電話	047-405-2180
(苦情解決責任者)	施設長	松原 順一		
(第三者委員)	元教諭	●● ●●	電話	■■■■-■■■■-■■■■
			携帯	■■■■-■■■■-■■■■

(3) 第三者による評価の実施状況等 無し

(2) その他

当施設以外に市区町村等の相談・苦情窓口でも受け付けています。

八千代市保健福祉部長寿支援課	電話	047-483-1151	(代表)
千葉県国民健康保険団体連合会	電話	043-254-7428	(苦情処理係)

9 当施設の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 清明会
代表者役職・氏名	理事長 寺田 憲児
事業所所在地・電話番号	千葉県八千代市村上1113番36 TEL 047-405-2180
定款の目的に定めた事業	1 第1種社会福祉事業 (イ) 軽費老人ホーム (ロ) 特別養護老人ホームの経営 2 第2種社会福祉事業 (イ) 老人デイサービス事業の経営 (ロ) 老人短期入所事業の経営 (ハ) 老人介護支援センター事業の経営 (ニ) 老人居宅介護等事業の経営 (ホ) 障害福祉サービス事業の経営 3 公益を目的とする事業 (イ) 居宅介護支援事業の経営 (ロ) 地域包括支援センター事業の経営 (ホ) 介護予防支援事業の経営 (ニ) 配食サービス事業の経営 (ホ) 福祉有償運送サービス事業の経営 (ヘ) 介護職員初任者研修事業の経営 4 その他これらに付随する業務

施設・拠点等	居宅介護支援	3ヶ所
	介護老人福祉施設	2ヶ所
	地域密着型介護老人福祉施設	2か所
	短期入所生活介護	2ヶ所
	通所介護	3ヶ所
	地域密着型通所介護	1ヶ所
	訪問介護	5ヶ所
	定期巡回随時対応型・訪問介護看護	1ヶ所
	福祉用具貸与	1ヶ所
	地域包括支援センター	3ヶ所

10 個人情報の取扱

社会福祉法人 清明会が保有する利用者等の個人情報については、適正かつ適切な取扱に努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ります。個人情報の利用期間・利用目的・使用条件については【個人情報の使用に関する同意書】をご覧ください。

11 看取りに関する指針

地域密着型介護老人福祉施設利用者は人道的且つ安らかな終末を迎える権利を保持し、特別養護老人ホームむらかみの郷は、可能な限り尊厳と安楽を保ち、安らかな終末を迎えられるよう全人的なケアを提供します。その為、医師及び医療機関との連携を図り、医師の指示により管理者を中心に多職種協働体制のもとで利用者及び家族の尊厳を支える看取りに努めます。夜間も含め24時間のオンコール体制を整えております。

看取り体制の詳細については別途、【看取り指針・同意書】をご覧ください。

令和 年 月 日

地域密着型介護老人福祉施設の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

〈事業者名〉 特別養護老人ホーム むらかみの郷 印

〈住 所〉 千葉県八千代市村上1113番36

〈説 明 者〉 生活相談員

鈴木 孝将 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から地域密着型介護老人福祉施設について重要事項の説明を受けました。

利用者

〈住 所〉

〈氏 名〉

身元保証人

〈住 所〉

〈氏 名〉